

# 産業廃棄物処分業許可証

住 所 群馬県太田市新田反町町131番地

2022年8月10日付

氏 名 東金属株式会社

ホームページ掲載版

代表取締役 宮下徹

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

群馬県知事 山本 一太



許可の年月日 令和 元年 5月 6日

許可の有効期限 令和 6年 5月 5日

## 1 事業の範囲

### (1) 事業の区分

中間処理（破碎）、中間処理（圧縮）

### (2) 産業廃棄物の種類

中間処理（破碎）

①廃プラスチック類、②金属くず、③ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、④がれき類（以上4種類）

中間処理（圧縮）

①廃プラスチック類、②金属くず、③ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（以上3種類）

中間処理（破碎）

①金属くず、②ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（以上2種類）

※①については、水銀使用製品産業廃棄物（環境省令で定める水銀回収を義務付けるものを除く。）を含む。

※②については、水銀使用製品産業廃棄物（環境省令で定める水銀回収を義務付けるものを除く。）を含む。

※①及び②については、廃蛍光管に限る。

## 2 事業の用に供するすべての施設

### (1) ア 中間処理施設（破碎）の設置場所

群馬県太田市新田反町町131番1及び新田木崎町1466番2

### イ 中間処理施設（破碎）の設置年月日

平成 6年 3月24日



様式第九号 (第十条の六関係)

中間処理施設 (破碎) の許可年月日及び許可番号

平成 5年 8月18日 群馬県第23-0号

ウ 中間処理施設の最大処理能力

(7) 施設の種類 破碎

産業廃棄物の種類及び能力

廃プラスチック類 [59 t/日]

金属くず [149 t/日]

ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず [110 t/日]

がれき類 [146 t/日]

2022年8月10日付

ホームページ掲載版

エ 中間処理施設で処理する産業廃棄物の保管場所

群馬県太田市新田反町町131番1及び新田木崎町1466番2

オ 中間処理施設で処理する産業廃棄物の保管能力

保管面積 520㎡ 保管容量 829㎡

※上記のうち、がれき類の保管能力は、保管面積 40㎡、保管容量 19m<sup>3</sup>とする。

(2) ア 中間処理施設 (圧縮) の設置場所

群馬県太田市新田反町町131番1及び新田木崎町1466番2

イ 中間処理施設 (圧縮) の設置年月日

平成 6年 3月22日

ウ 中間処理施設の最大処理能力

(7) 施設の種類 圧縮

産業廃棄物の種類及び能力

廃プラスチック類 [24 t/日]

金属くず [80 t/日]

ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず [10.4 t/日]

エ 中間処理施設で処理する産業廃棄物の保管場所

群馬県太田市新田反町町131番1及び新田木崎町1466番2

オ 中間処理施設で処理する産業廃棄物の保管能力

保管面積 24㎡ 保管容量 16.4m<sup>3</sup>

(3) ア 中間処理施設 (破碎) の設置場所

群馬県太田市新田反町町131番1及び新田木崎町1466番2

イ 中間処理施設 (破碎) の設置年月日

平成13年11月 2日

ウ 中間処理施設の最大処理能力

(7) 施設の種類 破碎

産業廃棄物の種類及び能力

金属くず [15 kg/日]

ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず [130 kg/日]

エ 中間処理施設で処理する産業廃棄物の保管場所

群馬県太田市新田反町町131番1及び新田木崎町1466番2

オ 中間処理施設で処理する産業廃棄物の保管能力

保管面積 39.9㎡ 保管容量 24m<sup>3</sup>

3 許可の条件





様式第九号 (第十条の六関係)

なし

4 許可の更新、変更の状況

平成 6 年 5 月 6 日	新規許可
平成 1 1 年 5 月 6 日	更新許可
平成 1 4 年 1 月 2 1 日	変更許可
平成 1 6 年 3 月 1 日	変更許可
平成 1 6 年 5 月 6 日	更新許可
平成 1 6 年 1 2 月 1 3 日	変更許可
平成 2 1 年 5 月 6 日	更新許可
平成 2 6 年 5 月 6 日	更新許可
令和 元年 5 月 6 日	更新許可

2022年8月10日付

ホームページ掲載版

5 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無

有・無

